

# PHRサービス事業者の 基盤環境整備への提案

一般社団法人PHR協会

理事 森口修逸

[株式会社エム・ピー・オー]

令和2年5月20日

共同演者：筒井保範\*1・細羽実\*1・織田進\*1

\*1一般社団法人PHR協会

“

# 本発表における利益相反の開示

”

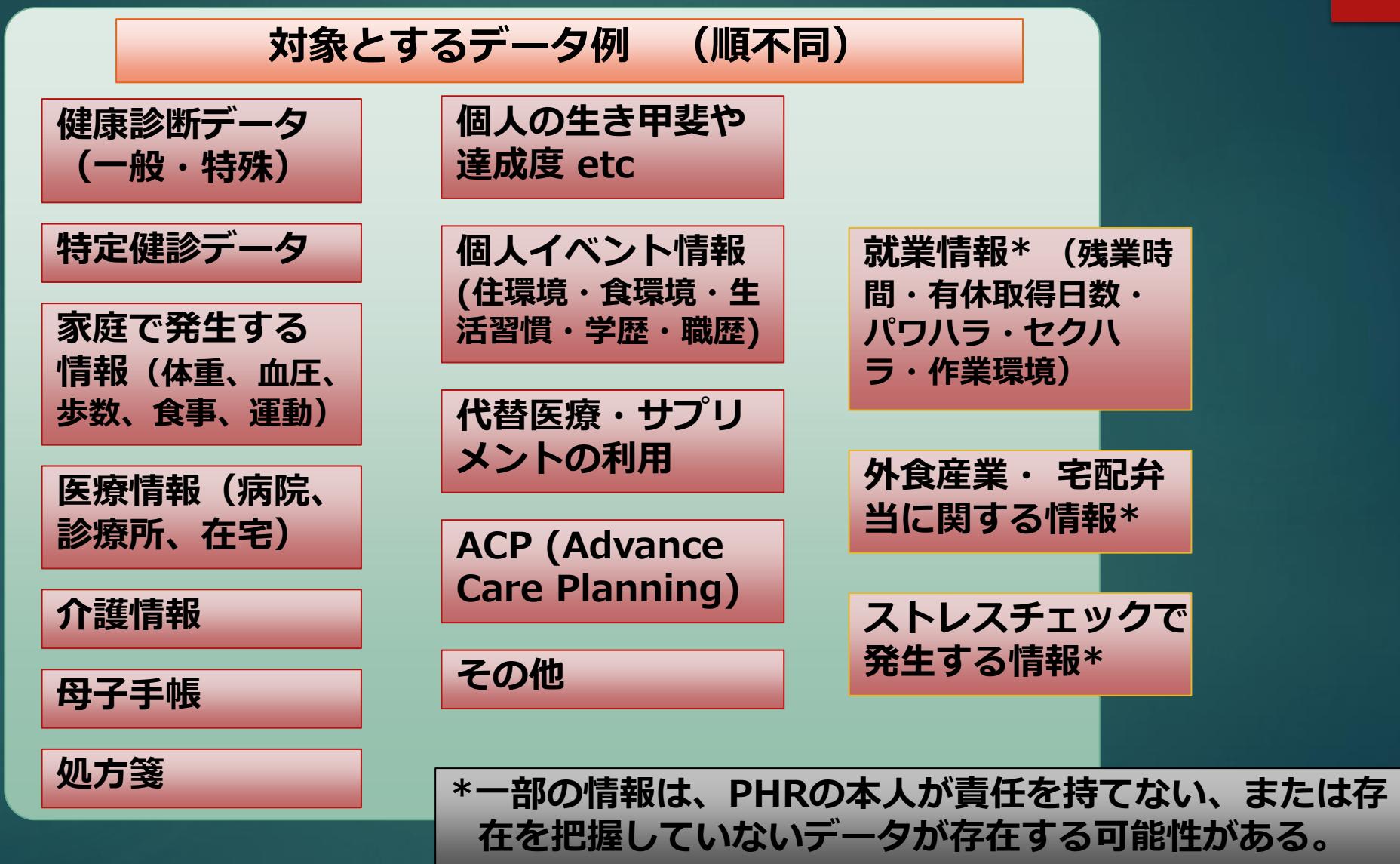
本発表に関連して、共同演者含め開示すべき  
利益相反に該当する項目はありません。

# PHRとは

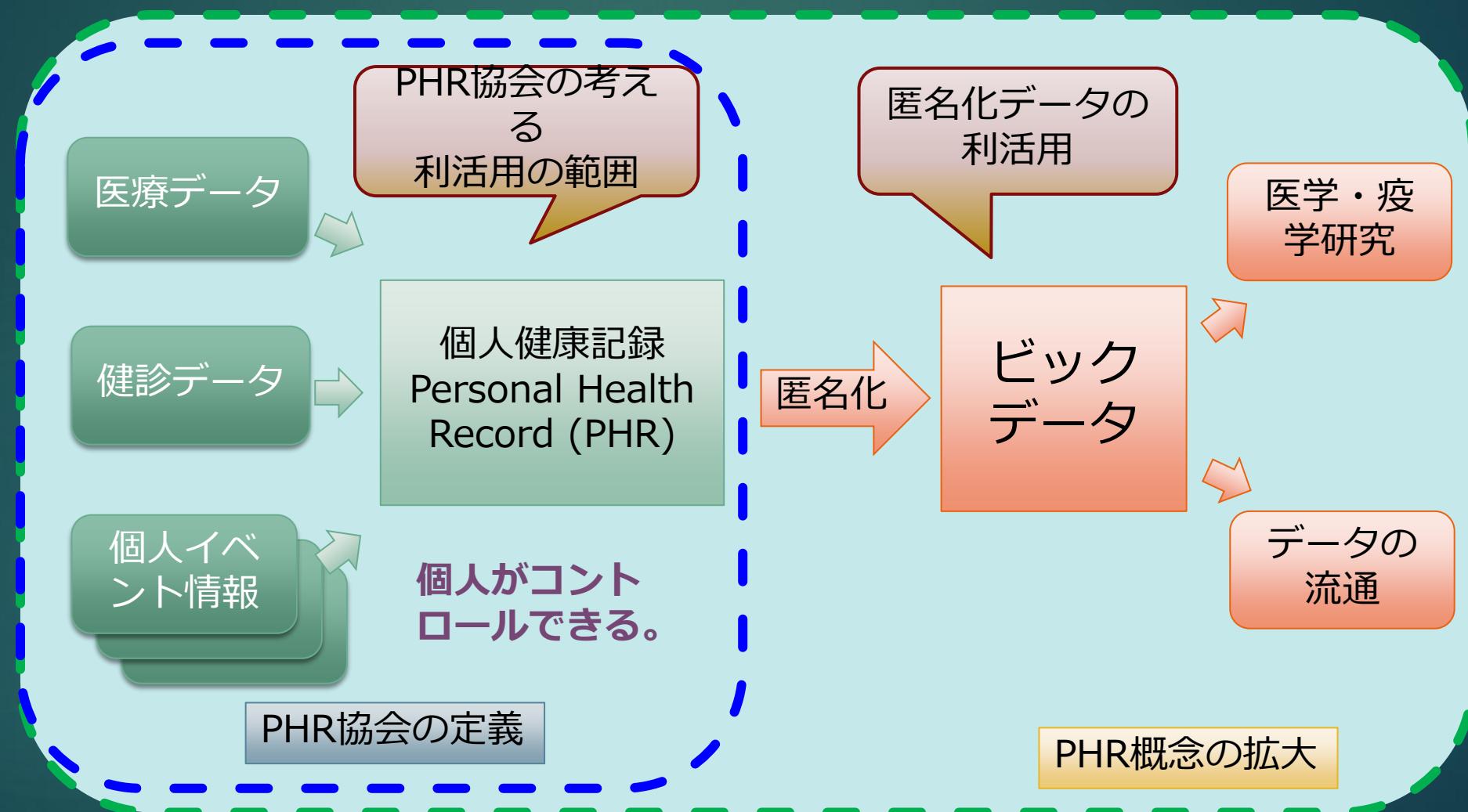
1. Personal Health Records (PHR) を管理するシステム全体
  - A) 個人が必要なデータはすべて対象とすることができ、
  - B) 個人が必要と思うものを、PHRで集積・管理することができる。
  - C) 対象データを個人が取捨選択できる。

次ページ<図1> PHRの対象と管理、及び 下記「PHRの定義」参照  
[http://www.phrj.org/wp-content/uploads/2015/11/PHRJ\\_PHRDefV1.3a001.pdf](http://www.phrj.org/wp-content/uploads/2015/11/PHRJ_PHRDefV1.3a001.pdf)
2. 今後、協会は、PHRを実践する「利用目的」について検討する。

# ＜図1＞ PHRの対象と管理



## &lt;図2&gt; PHR概念図



# システム要件

## －PHR本人の管理権限保持の仕組み－

1. 個人単位にすべての情報をインデックス（所在管理）できること。
2. システム間のポータビリティーを保証する（標準規格を使用する）。
3. メタデータも記録できる仕組みがあること。
4. 必要に応じて**真正性**を担保できる仕組みがあること。
5. 本人が開示範囲をコントロールできる仕組みがあること。

# PHRの定義の変化

## PHRの定義の、これまで

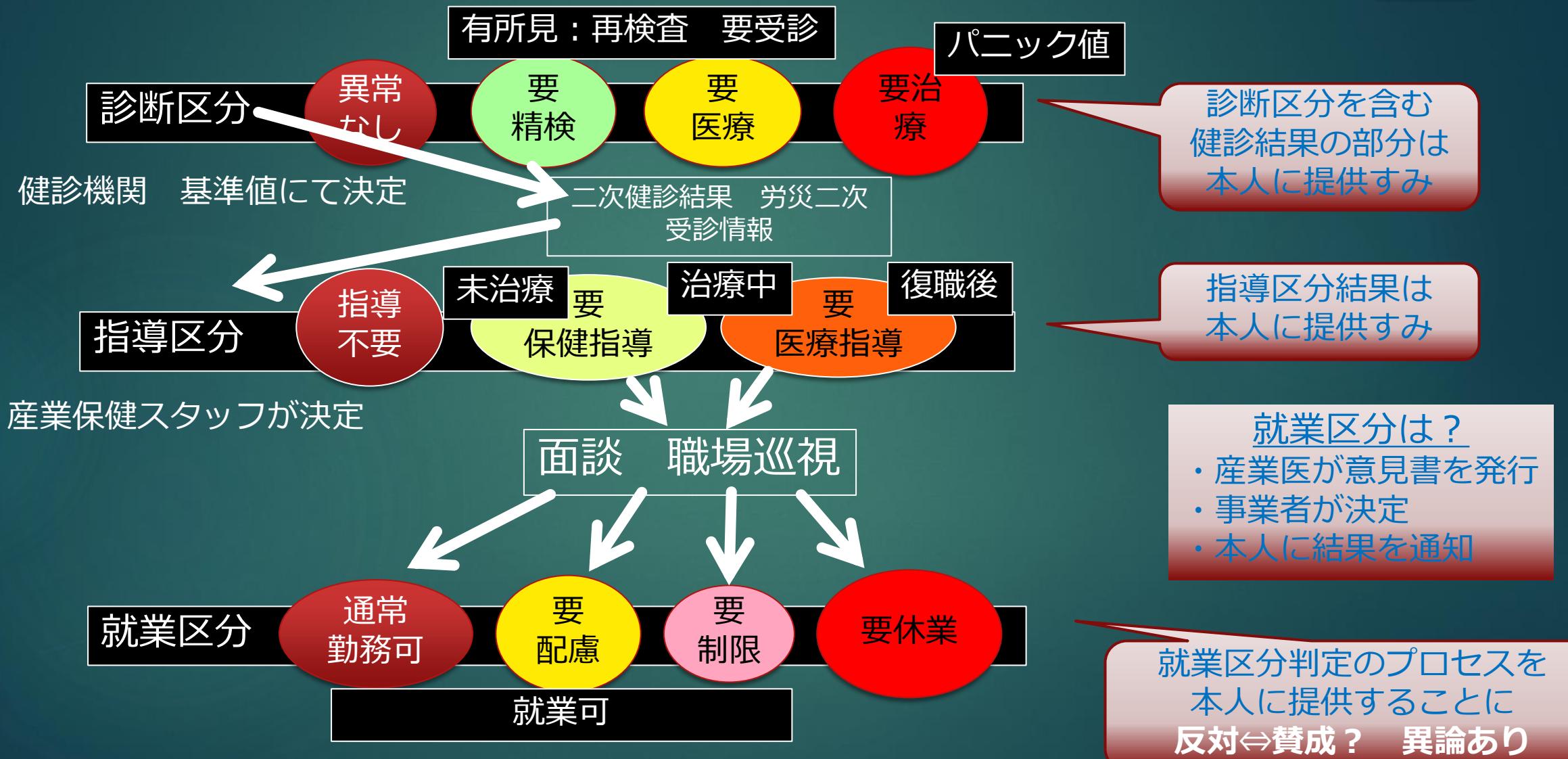
- 
- ◎ 医療機関・企業・保険者等で蓄積し利活用してきた個人健康情報（EHR）
  - ◎ 個人が自身の健康を維持・増進するために個人健康情報を本人の責任で蓄積
  - ◎ 必要な組織に自身の意思で提出・提供する

## PHRの定義の、これから

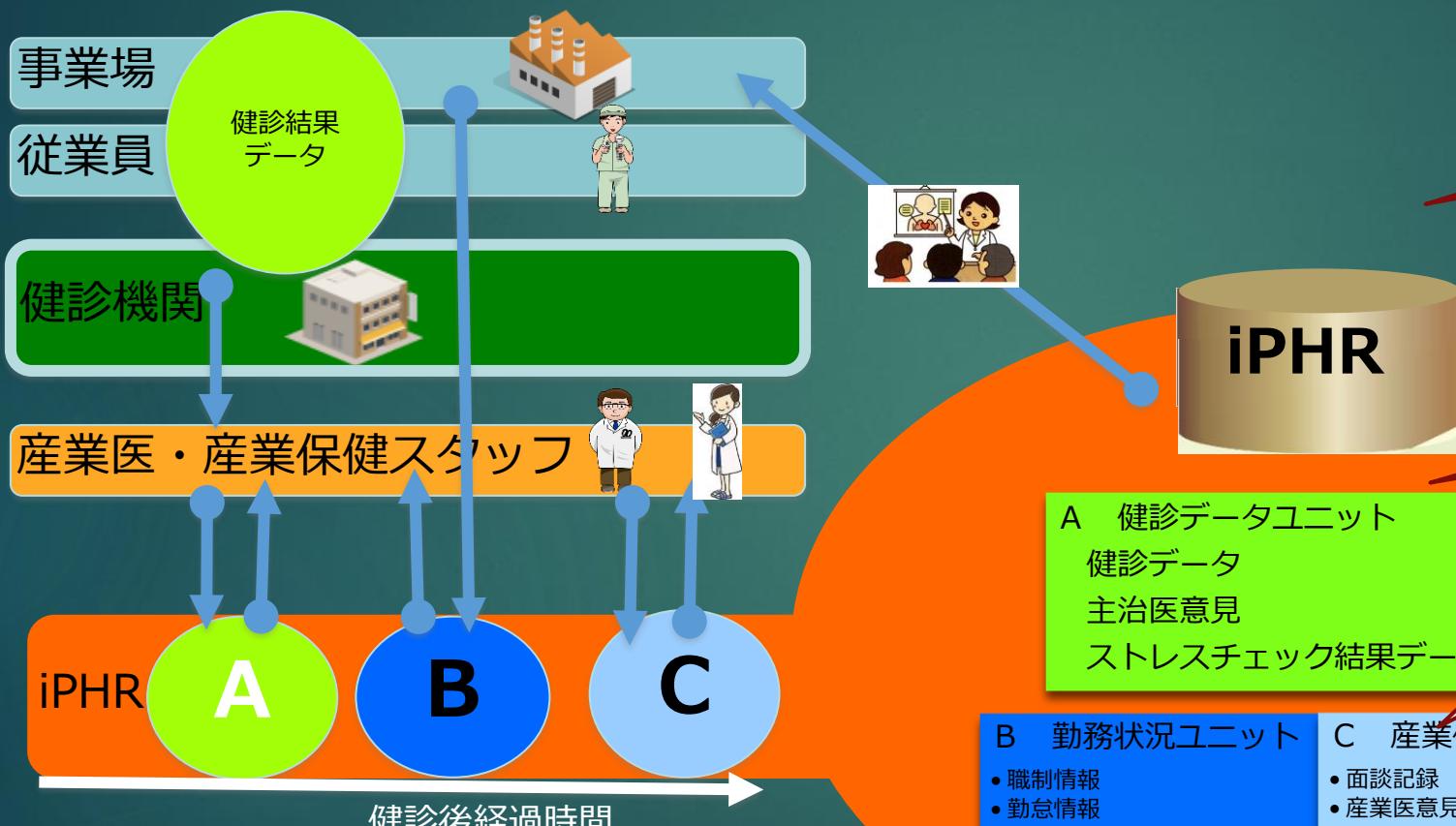
- ◎ 実名化PHRと匿名化／匿名加工化PHRを生涯にわたり蓄積
- ◎ 国民の個人健康情報のPHR化が前提
- ◎ PHRの基盤環境整備が急務

⇒ PHRの適切な発展のために！

## 安衛法による健診後の就業措置に至るフロー



# iPHRの構造



iPHRのデータ項目のうち、本人が開示・管理する部分を切り分け提供できるか？

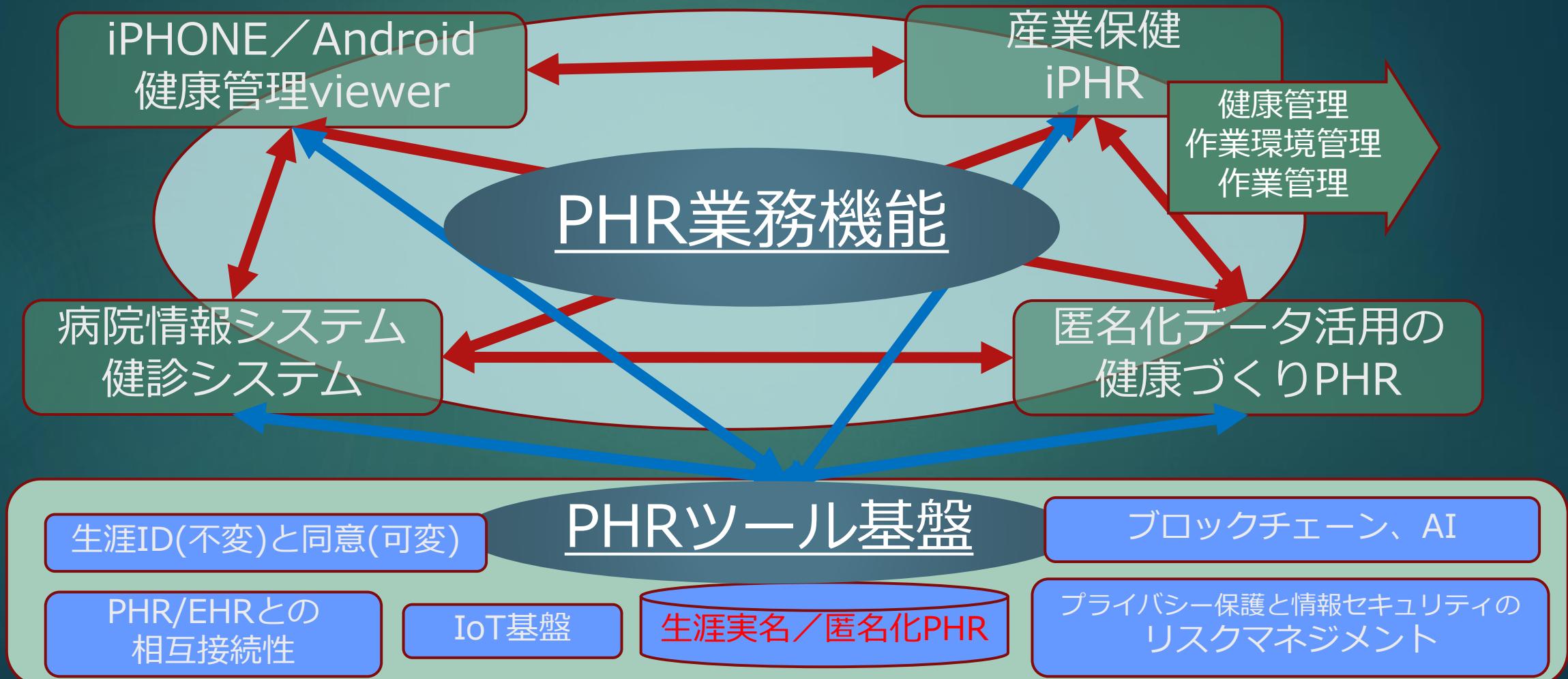
(industrial)PHRと(individual)PHRとは、矛盾しない。

各ユニットのデータ項目を産業保健向け**利用目的(iPHR)**と個人向けの**利用目的(PHR)**とを併行して検討すべき？

# PHRサービス事業者の定義

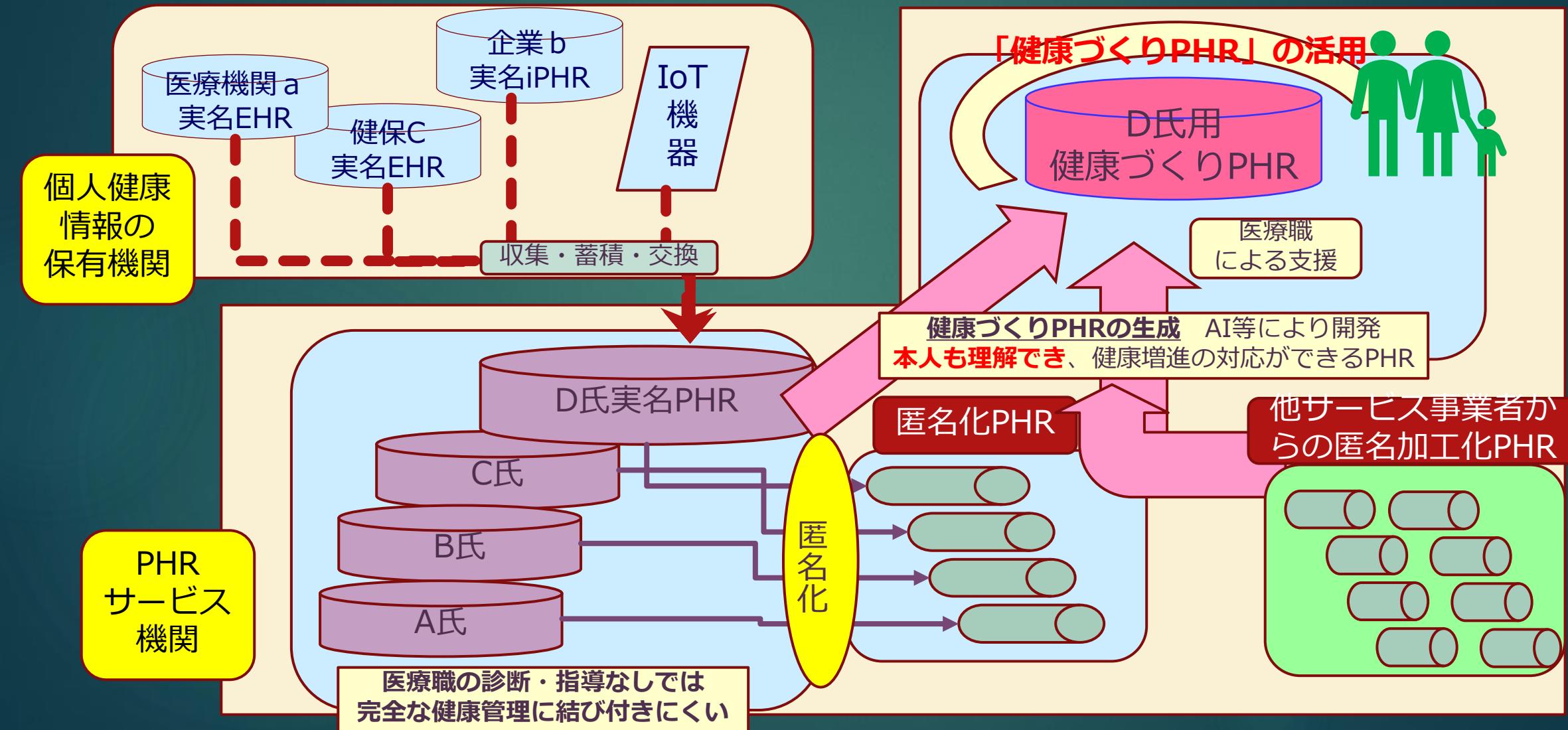
1. 健康情報の収集・プロファイリング・介入（健康管理・治療）
  - a. 本人同意を得て収集した実名PHRを蓄積・利活用
  - b. 本人をプロファイリングすることが主たる利用目的（健康状態の把握、病気の診断 等）
  - c. 利用目的の健康管理・治療を実践し、医療職等が介入すべきポイント及び内容を支援
2. 社会全体の健康管理（生涯匿名化PHRの構築）
  - a. 実名PHRの仕組みを匿名化して活用
  - b. PHRサービス事業者が個々に、匿名化／匿名加工化したPHRを収集・蓄積
  - c. 最終的には人の一生涯にわたる匿名化情報として蓄積する仕組みにつなげる。
3. 「健康づくりPHR」<図4> の商品開発
  - AI等も活用した個人に最適なレシピ(医薬品的)商品のキラーアプリ商品開発を目指す
4. 上記1・2・3項の一部機能のみの事業者も含む場合もある

## <図3> PHRシステムの構成 —業務機能とPHRツール基盤—



## <図4> 「健康づくりPHR」の生成と活用

PHRを有効に活用するには、実名PHRと匿名化PHR（匿名加工化PHR）の存在が必須であり、さらに、これらが逐次的（リアルタイム）に蓄積できる技術的な検討が望まれる。



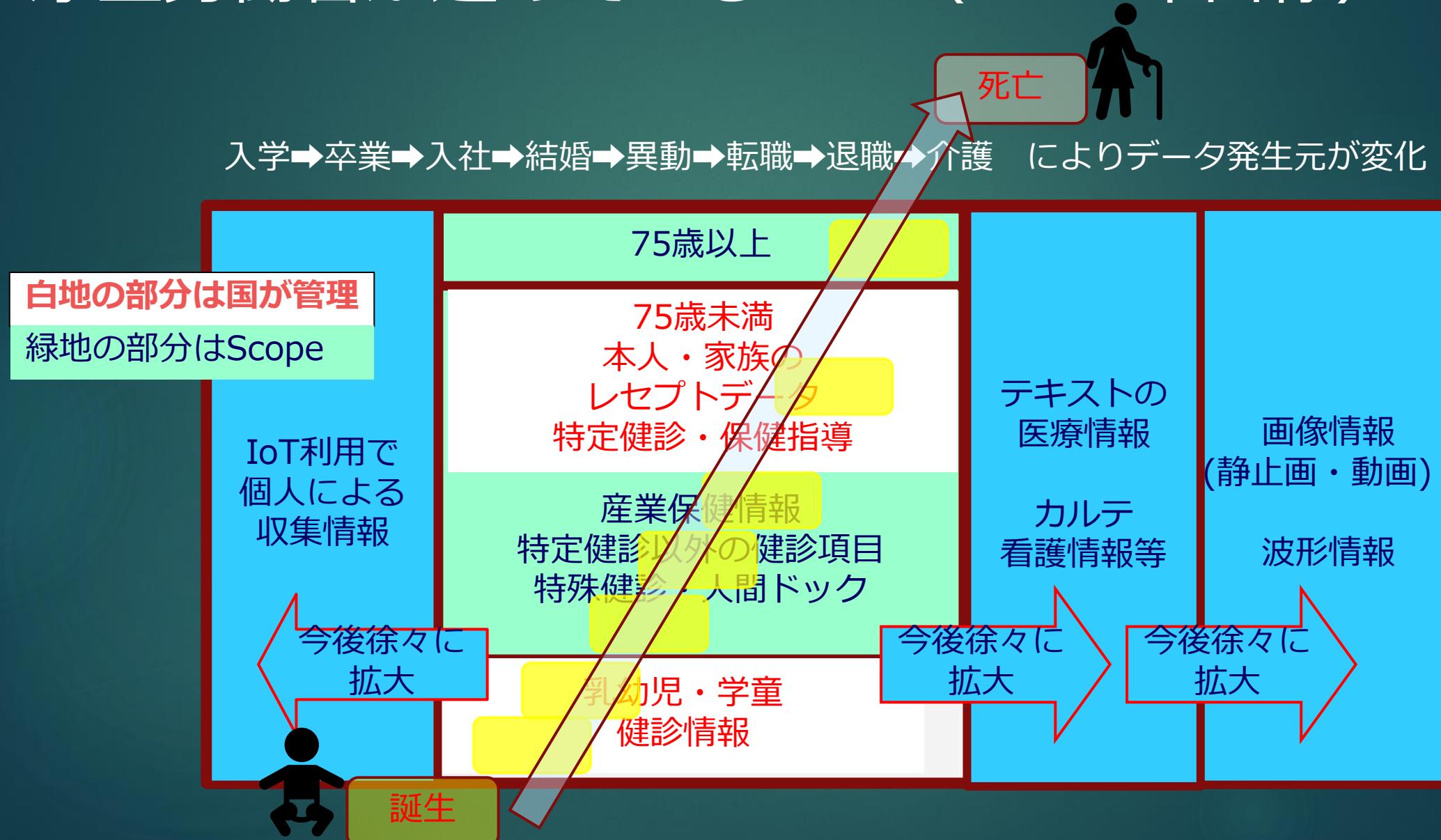
# PHRサービス産業の概観

既存のスキーム（例えば、既存の医療、健康管理）と比して、  
主に、PHRサービス産業の立場から

1. PHRとは何か、
2. PHRは誰にとって(又は、何にとって)有効か、
3. PHRを何のために使うのか（利用目的）、

特に、「利用目的」の明確化は利用者の同意獲得に必須。

## 厚生労働省が進めているPHR（2020年目標）



# PHRサービス事業者のビジネスモデル

## 1. PHRの有効な利用のために

- a. PHRの**収集・蓄積・廃棄**はその行為 자체は目的でない
- b. 提供する場合も、**提供先でのPHRの利用**がPHRの目的

## 2. PHR本人の平常時の健康状況：健診・健康管理情報

- a. 医療や疾病管理のためにも必須

## 3. PHRの利活用に必須の配慮項目

- a. PHR収集に個人特定キーと、人生の100年の健康情報を蓄積する仕組み
- b. 既に国が蓄積済みの特定健診・保健指導等を併せて活用する仕組み

## 4. PHRの利用目的の提示と本人同意獲得

- a. 医療法・医師法や労働安全衛生法などに加え、本人同意を得てPHRを蓄積

# PHRサービス事業者のための基盤環境整備

分析すべき側面	事例
A) 医療／健康管理的側面	個人の健康保持・拡大、そしてプライマリケアに有効 産業保健の向上にも重要な役割
B) ビジネスマodel的側面	PHRの収集・利活用による利益獲得の追及
C) 基盤技術的側面	個別事業者のPHRを真の人生全体の全国民のPHRに蓄積するためのPHRの技術的基盤環境の整備
D) 社会的(国民の民意)側面  * 適切なPHRの在り方に 関する法的根拠の確立	a. PHRサービス事業者が収集する情報と同意獲得方法 b. PHR業務として許される利用目的とプロファイリング等の実施事項、 c. ICT化した産業保健連携を確立し、地域医療連携と内容を定めて法制化

ご清聴ありがとうございました



株式会社エム・ピー・オー

**URL:** [www.m-p-o.co.jp](http://www.m-p-o.co.jp)

**Email:** [info@m-p-o.co.jp](mailto:info@m-p-o.co.jp)

**TEL&FAX:** 045-517-3246

# PHR実現へのPHR協会の検討体制(案)

18

**代表理事：織田進**

事務局（産業医大：大神研究室）  
事務局分室（MPO）

**戦略委員会**  
理事・監事 他

- ビジネスマネジメント検討:  
想定されるビジネスモデル・医療費形態の考え方
- リスクマネジメントの検討

## PHR連携委員会

(個人健康情報システム委員会)

委員長：織田進（PHR協会）

副委員長：筒井保博（福岡産保C）

## IHMS委員会

(統合デジタル健康管理システム委員会)

委員長：森口修逸（MPO）

副委員長：細羽実（京都医療科学大）

(スタディグループ)  
健康管理現場・医療(疾病管理)現場

委員長：織田進（PHR協会）  
副委員長：スタディ先リーダ

PHRによる連携の課題

### □ 医療／健康管理の連携的側面：

PHRの利用に関する社会システム的課題検討  
(産業保健の恩恵をあまねく国民が受けられる)

PHRの対象ととは?、連携によるPHRの有効性、  
PHRの利用目的

### □ 技術的側面：

トータル的PHRのDB/NWの技術的仕組み

### □ 社会的(国民の民意)側面：

社会的な仕組みの検討(プライバシー保護評価)